

1. 議事日程（平成29年第1回北広島町議会定例会）

平成29年2月2日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第1号	北広島町まちづくり基本条例
日程第5	議案第2号	北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
日程第6	議案第3号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第4号	北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第5号	北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第6号	北広島町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第7号	延滞金又は遅延損害金の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
日程第11	議案第8号	北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第9号	芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第10号	芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第11号	北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第12号	北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第13号	北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第14号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について
日程第18	議案第15号	第2次北広島町長期総合計画の策定について
日程第19	議案第16号	平成29年度北広島町一般会計骨格予算
日程第20	議案第17号	平成29年度北広島町国民健康保険特別会計骨格予算
日程第21	議案第18号	平成29年度北広島町下水道事業特別会計骨格予算
日程第22	議案第19号	平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計骨格予算
日程第23	議案第20号	平成29年度北広島町介護保険特別会計骨格予算
日程第24	議案第21号	平成29年度北広島町電気事業特別会計骨格予算
日程第25	議案第22号	平成29年度北広島町芸北財産区特別会計骨格予算
日程第26	議案第23号	平成29年度北広島町診療所特別会計骨格予算
日程第27	議案第24号	平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計骨格予算
日程第28	議案第25号	平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計骨格予算
日程第29	議案第26号	平成29年度北広島町水道事業会計骨格予算

- 日程第30 議案第27号 平成29年度北広島町豊平病院事業会計骨格予算
 日程第31 同意第1号 北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
 日程第32 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 真倉和之	2番 中田節雄	3番 久茂谷美保之
4番 加計雅章	5番 梅尾泰文	6番 森脇誠悟
8番 室坂光治	9番 中村勝義	10番 伊藤久幸
11番 浜田芳晴	12番 藤井勝丸	13番 蔵升芳信
14番 田村忠紘	15番 美濃孝二	16番 大林正行
17番 宮本裕之	18番 藤堂修壮	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 空田賢治	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 清水繁昭	豊平支所長 多川信之
危機管理監 五反田孝	総務課長 古川達也	財政課長 信上英昭
企画課長 畑田正法	税務課長 西村豊	福祉課長 清見宣正
保健課長 福田さちえ	農林課長 藤浦直人	商工観光課長 沼田真路
建設課長 砂田寿紀	町民課長 坂本伸次	上下水道課長 浅黄隆文
消防長 田辺弘司	学校教育課長 石坪隆雄	生涯学習課長 佐々木直彦
会計管理者 畑田朱美	国土調査事務所長 林秀治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） おはようございます。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（藤堂修壮） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、15番、美濃議員、16番、大林議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

- 議長（藤堂修壮） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から2月10日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（藤堂修壮） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日から2月10日までの9日間に決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

- 議長（藤堂修壮） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりで、若干申し添えます。昨年12月から本年1月中旬までは降雪がなく、冬とは思えないような天候が続いておりました。そうした中、1月8日、北広島町消防出初式が挙行されましたが、あいにくの雨天となったところから、千代田中学校体育館において行われました。また、午後には、千代田開発センターにおいて、127名の新成人が出席し、北広島町成人式が開催されております。1月20日、商工会まちづくり講演会が千代田産業振興センターで行われ、島根県隠岐郡海士町役場地産地消課長さんの、ないものはない、離島からの挑戦、と題して講演をいただきました。大いに参考になりました。1月30日には、熊本県あさぎり町議会厚生常任委員会5名が本町の介護事件検証再発防止対策マニュアルやその取り組みについて視察研修に来庁されております。以上で、議長報告を終わります。次に、本定例会までに受理した請願・陳情等は、別紙、請願・陳情受付簿のとおりです。会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託いたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。朗読は省略をいたします。以上で、議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） おはようございます。それでは行政報告をさせていただきます。まず、1ページ、総務課の関係であります。きたひろネットの関係、保安器の設置数に対しての利用率、

加入率は約85%というところでございます。12月末現在の住民基本台帳を世帯数を母数にして割合を加入率を示したものが、その上の約67%という状況になっております。世帯分離等ありますので、実際には、もう少し高い割合であろうと考えております。それから資料の方には記入しておりませんが、暮らしの便利帳ということで、官民共同発行业務ということで取り組ませていただきました。この2月には配布をできるものと考えております。2ページ、危機管理監の関係でございます。地域防災力の強化ということで、地域防災リーダーの研修を行っておりますけれども、今回、参加者の募集をしたところ、自主防災組織からの推薦等により、21名の応募があったところでございます。2月の4日、11日の2日間で開催をする予定にしております。消防団の関係では、年末夜警が12月28日から30日まで行いました。出初式は、1月8日に開催をしたところでございます。3ページをお願いします。企画課の関係であります。定住促進の取り組みとして、空き家情報バンク、この成約件数が1月17日現在、本年度で23件ということになっております。また、定住の相談につきましては、270件の相談を受けているところでございます。また、こちらには記載をいたしませんけれども、全国町村会の地域運営組織に関するタスクフォース、いわゆる研究チームのようなものでありますが、1月16日に北広島町の取り組みについて調査をしたいということで来られました。東京大学の名誉教授大森氏を座長とするチームでありまして、本町の取り組みについて、いろいろと聞き取り調査等されて帰ったところでありまして、5ページをお願いします。長期総合計画であります。第2次の北広島町長期総合計画策定に当たり、12月に第10回の北広島町まちづくり総合委員会を開催し、1月には第11回の委員会を開催していただいております。1月26日に答申をいただいたところでございます。公聴事業としては、今年度は、第2次の北広島町長期総合計画の概要を広く町民の皆さんに説明し、意見交換を行い、計画策定に反映させることを主目的に、町内4会場でまちづくり懇談会を開催をいたしました。それから9ページをお願いします。保健課の関係であります。元気づくり推進事業であります。集会所コース、元気リーダーコース合わせて、今40カ所で週2回開催をしております。今年度参加者の延べ人数は1万6600人という状況でございます。参加いただいている方に聞きますと、非常に好評であります。これを拡大をしていきたいと考えております。10ページの下段でありますけれども、北広島町立病院診療所経営健全化委員会ということで、総務省の新公立病院改革ガイドラインを受け、豊平地域及び芸北地域における安心した医療の確保並びに地域包括ケア体制の構築に向け、北広島町立豊平病院診療所等新改革プランを策定するため、11月に委員会を開催したところでございます。13ページをお願いします。農林課の関係でございます。平成29年度水稲作付配分計画を決定をしております。昨年度と若干変動はしておりますけれども、大きな変動はございません。それから農業振興計画の見直しということで、北広島町農業振興計画の見直しに係る検討委員会の開催をさせていただいております。第3回の委員会を11月に、第4回を12月に開催をし、これも1月30日に答申をいただいたところでございます。14ページをお願いします。商工観光課の関係であります。商工業振興対策事業であります。北広島町企業ガイドの発行ということで、町内事業者の事業内容や技術、製造品などを紹介するとともに、主に町内の中学校、高等学校の在籍学生に配布及び周知し、町内事業者への就職及び町内定住につながることを目的として制作をしたところでございます。企業の皆様のご協力をいただいて、あるいは商工会の協力をいただいて作成をしたところでございます。また、北広島町企業支援員を設置し、町内企業訪問調査を実施をしております。

ります。町内事業者の現状、要望、課題等を把握をしているところでございます。15ページをお願いします。神楽振興事業ということで、12月に団長及び若手団員を中心とした神楽研修会を開催をさせていただきました。17ページをお願いします。観光まちづくり計画の策定事業であります。これも第3回の委員会を11月に、そして計画案の答申を1月20日にいただいたところでございます。18ページをお願いします。スキー場活性化事業として、スノーフェスティバル in 北広島ということで、1月28日、29日の両日で、芸北国際スキー場で開催をいたしました。23ページをお願いします。消防本部の関係であります。消防ポンプ自動車整備事業ということで、水槽付の消防ポンプ自動車の老朽化により更新整備を行ったものでございます。配置場所は、消防の豊平出張所で、運用開始をこの2月からさせていただいたところでございます。私からは以上でございます。教育委員会関係は、教育長のほうから報告をいたします。

○議長（藤堂修壮） 教育長。

○教育長（池田庄策） 教育委員会から報告を申し上げます。24ページをお開きください。まず、学校教育課でございますが、安全・安心な学校施設というところでございます。八重小学校トイレの改修につきましては、現状で順調に進捗をしております。次に、学校教育活動でございますが、スキー教室の件でございます。昨年12月21日付でガイドラインを作成をいたしまして、1月5日、町内の教職員を対象にスキーの研修会を開催いたしました。町内の小中学校、予定をしております学校では、地域保護者の皆様の協力も受けまして、楽しく安全なスキー教室が現在実施をできております。25ページをお開きください。生涯学習でございますが、25ページ中ほどから説明を申し上げますが、学校支援でございます。千代田地域学校支援連絡協議会、文部科学大臣表彰受賞祝賀会が1月13日、レストラン響におきまして、千代田地域のPTA、小・中・高、地域、行政関係者63名を参加していただきまして、祝賀会を行いました。26ページをご覧ください。芸術文化関係でございますが、12月14日、宝くじ文化講演会、東京名人会を開催いたしました。観客543名でございました。最後に1点、高原自然館の運営でございますが、森里川を食べる・遊ぶ・楽しむ、エコカフェ、につきましては、芸北、大朝、豊平、千代田、参加を多くいただきました。ありがとうございました。教育委員会からは以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第1号 北広島町まちづくり基本条例

日程第5 議案第2号 北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不
均一課税に関する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第4、議案第1号、北広島町まちづくり基本条例並びに日程第5、議案第2号、北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の2議案を一括議題といたします。以上2議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして一括して概要を説明いた

します。議案集の1ページをお願いします。議案第1号、北広島町まちづくり基本条例について説明します。本案は、北広島町におけるまちづくりの基本的な事項を定め、住民と町の権利や責務を明らかにし、住民自治の仕組みを制度として定め、北広島町の自治とまちづくりの実現を図る必要があるため、条例の制定について町議会に提案するものです。議案集の11ページをお願いします。議案第2号、北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について説明します。本案は、地方税法第6条第2項及び地域再生法の趣旨に基づき、本町における経済の活性化及び雇用機会の創出を目的とする固定資産税の不均一課税を実施するため、条例の制定について、町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 議案第1号、北広島町まちづくり基本条例の制定提案の内容につきまして、企画課からご説明いたします。議案集1ページをお願いいたします。本条例は、住民と町の権利や責務を明らかにし、人づくり、協働のまちづくりを進めるための基本的な理念を明確にするために制定するものでございます。条例の内容でございますが、まず、第3条におきまして、まちづくりの基本原則として、住民の権利とまちづくりの進め方などについて規定しております。第5条から第10条におきまして、住民と町がまちづくりについて情報を共有するための権利や制度などについて規定しており、第11条から第19条におきまして、住民のまちづくりに参加する権利や役割などについて規定し、第20条から第24条におきまして、住民自治に関して、住民や地域自治組織の役割などについて規定しております。第25条と第26条におきまして、町議会の役割と責務を規定し、第27条から第35条におきまして、町の執行機関の役割や責務について規定しております。この条例は、公布の日から施行するもので、制定後は、住民や地域協議会などと懇談会等を開催しまして、協働のまちづくりについて意識共有を図り、具体的な行動基準を整理したガイドラインの作成など、協働の仕組みづくりに向けて取り組んでいくこととしております。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） 議案第2号の北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の内容につきまして、税務課からご説明を申し上げます。議案集は、11ページからとなっております。また、本日お配りしておりますお手元の資料、税務課資料のA3物、こちらをご覧ください。まず、目的についてでございます。地域再生法が一部改正され、企業の立地環境を整備することにより、本町における企業の地方拠点強化を推進し、経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的とするために固定資産税の不均一課税を行うものでございます。この条例による固定資産税の不均一課税の適用を受けるためには、県知事に対して申請が必要となります。2番、3番がその内容となります。4番につきまして、条例の第2条に掲げております税率について上げております。固定資産税は、通常100分の1.4%でございますが、これに対して、移転型、拡充型それぞれに税率を定めております。また、5番につきまして、税金を減じた額に対する国の交付税による補填制度がございます。これは参考としてご覧をいただきたいと思っております。6番、7番につきましては根拠法令、それから広島県にございます地域再生計画、広島県活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトという名前の再生計画を上げております。施行期日につきましては、平成29年4月1日からということでございます。以上につきまして、ご審議のほどよろしくお申し上げ

ます。

○議長（藤堂修壮） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、2議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 議案第 3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から  
日程第 16 議案第 13号 北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第6、議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第16、議案第13号、北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例までの11議案を一括議題といたします。以上11議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第3号から議案第13号につきまして一括して概要を説明します。議案集15ページをお願いします。議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、介護休暇の分割及び介護時間の新設等を行うため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。23ページをお願いします。議案第4号、北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。27ページをお願いします。議案第5号、北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、道路法施行令に準じて制定している道路占用料及び端数処理方法等について、道路法施行令の改正に伴い改正するため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。36ページをお願いします。議案第6号、北広島町法定外公共物等管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、道路占用料に準じて制定している法定外公共物占用料について、北広島町道路占用料に関する条例の一部改正に伴い改正するため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。45ページをお願いします。議案第7号、延滞金、または遅延損害金の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について説明します。本案は、公債権の延滞金、または私債権の遅延損害金について、計算方法の統一を図るため、関係条例の整備について、町議会に提案するものです。56ページをお願いします。議案第8号、北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、引用する規定で条項ずれが生じたため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。59ページをお願いします。議案第9号、芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町介護予防事業実施要綱の廃止に伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。62ページをお願いします。議案第10号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、芸北ホリスティックセンターで行う介護保険事業を通所事業のみに限定しないため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。66ページをお願いします。議案第11号、北広島町コミュニティ施設設置及び管

理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、旧南方小学校の跡地利用として、南方屋内運動場をコミュニティ施設として位置づけ、指定管理者制度を導入するため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。69ページをお願いします。議案第12号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、大朝中学校体育館を社会体育施設として位置づけることに伴い、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。75ページをお願いします。議案第13号、北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、大朝中学校体育館を大朝体育館に名称変更し、社会体育施設として位置づけるため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） それでは、議案第3号、第4号について、総務課のほうからご説明をさせていただきます。議案集15ページをお開きください。議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴いまして、条例の一部改正するものでございます。第8条の2におきまして、育児または介護を行う職員の早出、遅出の勤務について定めております。第9条におきまして、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について定めております。19ページをお開きください。第16条におきまして、介護休暇の分割取得、時間について定めておるものでございます。続きまして、議案集の23ページをお開きください。議案第4号、北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。主なところでは、第2条におきまして、個人情報の定義を明確化しております。氏名、生年月日その他の記述等において明確化を図っております。個人情報に個人識別符号が含まれるということも明確化しております。なお、個人識別符号につきましては、行政機関個人情報保護法第2条第3項において定義をされております。それから、要配慮個人情報の取り扱いに関する規定を整備しております。なお、施行日が平成29年5月30日となっておりますが、これは、法の一部改正の施行日が平成29年5月30日となっているためでございます。以上、ご審議をよろしく願いをいたします。

○議長（藤堂修壮） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 続きまして、議案第5号、北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例につきまして、財政課からご説明をいたします。議案書は27ページからお願いをいたします。道路占用料につきましては、占用料の額の算定の基礎となります地価基準、固定資産評価額、また、地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適正なものとするため、適宜見直しを行う必要がございます。平成27年度固定資産評価替えなどを踏まえまして、道路法施行令の一部改正に基づき、本条例の第2条の占用料の額を定めている別表の一部改正を行うものでございます。なお、地価基準及び地価に対する賃料の水準は下落傾向であるため、道路法施行令の別表と同様に、占用料の額は下落することとなります。また、占用料の算定の際、現行では、占用物件の面積及び長さの端数処理につきまして、表示単位未満の端数を切り上げることとしておりますが、より細かな算定を行うため、小数点第2位未満を切り捨てる措置へあわせて改正をいたします。

続きまして、議案第6号、北広島町法定外公共物等管理条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。議案書は36ページをお願いいたします。里道、水路などの法定外公共物等の占用料につきましては、議案第5号で提案説明いたしました北広島町道路占用料に関する条例に定める占用料の額に準じて定めております。従いまして、北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例に基づき、本条例第8条及び第10条に規定する占用料の額の別表第1を改めるため、一部改正を行うものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） 議案第7号の延滞金又は遅延損害金の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の内容につきまして、税務課からご説明を申し上げます。議案集45ページをご覧ください。町が有する債権のうち、条例に規定があるものについて、延滞金及び遅延損害金の端数の計算の方法や率について統一を図るため、関係条例の整理を行うものでございます。税務課の資料、本日お配りしております資料をご覧ください。3ページ目、A4、1枚物になります。2番、改正する条例でございます。第1条から第8条までの条立てとしております。まず、公債権につきまして、第1条及び第2条、北広島町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例、こちらが第1条になります。第2条、北広島町後期高齢者医療に関する条例、こちらが第2条になります。公債権につきましては、地方税の計算方法に統一するために条例の整備を行うものでございます。次に、私債権についてでございます。第3条、北広島町債権管理条例、第4条、北広島町就学奨学金貸与条例、第5条、北広島町企業立地奨励条例、第6条、北広島町情報通信施設の設置及び管理に関する条例、第7条、北広島町町有千代田住宅条例、第8条、北広島町医師・看護師育成奨学金貸付条例、以上が私債権でございます。私債権につきましては、新たに北広島町債権管理条例に遅延損害金の規定を設け、端数計算の方法や率について、これに準ずることとし、統一を図るものでございます。なお、端数計算につきましては、全て税に準ずるとしてしております。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議案第8号、北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例につきまして、町民課よりご説明申し上げます。議案集の56ページをお願いいたします。児童扶養手当法施行令の一部改正により規定の整備を行う必要がございますので、条例の一部改正を行うものでございます。改正を行うのは、条例の第3条第2項第2号でございます。次のページをお願いします。内容としましては、受給資格者としなないことについて規定しております条例第3条第2項第2号中の児童扶養手当法施行令第2条の4第2項及び同条第5項を児童扶養手当法施行令第2条の4第2項及び同条第8項とするものでございます。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） それでは、議案第9号と10号について説明をいたします。議案第9号、芸北高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について福祉課から説明いたします。議案集59ページをお願いします。今回提案をさせていただきました一部改正の条例は、介護予防事業が介護保険法に規定されたため、北広島町介護予防実施要綱を廃止しましたので、それに伴い、条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、第6条2項第1号で、その改正をしておるものでございます。以上、ご審議のほどよろし

くお願いします。続いて、議案第10号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案集62ページをお願いいたします。今回、一部改正条例は、芸北ホリスティックセンター内の福祉センターにおいて、指定管理者に行わせることができる介護保険法に規定する事業は、これまで通所事業のみとしております。今回の改正では、64ページの第15条にお示ししておりますように、通所事業のみに限定せず、介護保険法の規定する事業全般とするとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定する事業、その他社会福祉を目的とする事業を行わせることができる条例の一部を改正するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 議案第11号、12号、13号につきまして、生涯学習課からご説明申し上げます。議案集66ページをお開きください。議案第11号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。旧南方小学校の跡地利用としまして、南方屋内運動場コミュニティ施設として位置づけ、指定管理者制度を導入するために条例の一部改正をするものでございます。利用時間及び利用料金について規定をしております。続きまして、議案第12号、69ページでございます。大朝中学校体育館を社会教育施設として位置付け、あわせて、既に実態のございません豊平中学校柔剣道場及び、既に民間に払い下げをしております八幡小学校屋内運動場について削除するものでございます。続きまして、議案第13号、75ページでございます。北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。第12号に伴いまして、大朝中学校体育館を大朝体育館に名称変更し、社会体育施設として位置づけるものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、11議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第14号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について

日程第18 議案第15号 第2次北広島町長期総合計画の策定について

○議長（藤堂修壮） 日程第17、議案第14号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について並びに日程第18、議案第15号、第2次北広島町長期総合計画の策定についての2議案を一括議題といたします。以上2議案についての提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第14号及び議案第15号につきまして、一括して概要を説明します。78ページをお願いします。議案第14号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について説明します。本案は、平成29年4月1日から、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少することに伴い、組合同規約を変更するため、町議会の議決を求めるものです。80ページをお願いします。議案第15号、第2次北広島町長期総合計画の策定について説明します。本案は、本町

の長期的展望に基づき、総合的かつ基本的な方向を示し、計画的に対策を実施するため策定する第2次北広島町長期総合計画について、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 議案第14号について、総務課からご説明いたします。議案集78ページでございます。広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更でございますが、山県郡西部衛生組合の脱退に伴いまして、数の減少及び規約の変更につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 議案第15号、第2次北広島町長期総合計画の策定について、企画課からご説明いたします。議案集80ページ及び別冊の第2次北広島町長期総合計画をご覧ください。本計画は、町民との協働と公益的な連携を軸に、さまざまな課題を克服し、豊かな地域づくりを進め、町民に、住んでみたい、住んでよかった、住み続けたいと満足感と幸福感を感じられるまちづくりを目指し、平成29年度から平成38年度までの10年間の総合的なまちづくりの指針となる計画として策定するものでございます。計画の策定におきまして、住民アンケート、各種団体のヒアリング、ワークショップの開催、あるいは第1次長期総合計画の成果と課題の検証などを行い、目指す町の将来像を実現するための重点方針などを基本構想として整理しております。目指す町の将来像のスローガンとしまして、新たな感動、活力をつくる北広島、人の力があふれる町を掲げております。これは北広島町に暮らす一人一人が自分らしく活躍し、多様な発想や活動が生まれていく、人の力にあふれたまちづくりを推進し、感動と賑わいある、活力ある町を目指すことを表現をしています。また、目指すまちづくりを実現するための重点方針としまして、地域に根づき、未来を担う人づくり、働く場としての魅力向上、いつまでも元気で安心して暮らせる環境づくり、集落機能の維持や災害に備える仕組み体制の強化、Uターン促進の初めとした移住・定住対策の強化の5点を掲げ、まちづくりを推進してまいります。また、以上の基本構想に掲げた将来像を具体化し、重点方針を展開していくため、施策分野別に重点的な考え方や基本的な方向性、主な事業を体系的に整理をした平成29年度から平成33年度までの5年間の前期基本計画を策定しております。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） これをもって提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後日、審議、採決を行います。暫時休憩します。11時5分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 53分 休憩

午前 11時 06分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） 休憩前に続き、会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第16号 平成29年度北広島町一般会計骨格予算から

日程第30 議案第27号 平成29年度北広島町豊平病院事業会計骨格予算

○議長（藤堂修壮） 日程第19、議案第16号、平成29年度北広島町一般会計骨格予算から、日程第30、議案第27号、平成29年度北広島町豊平病院事業会計骨格予算まで、12議案を一括議題といたします。以上、平成29年度北広島町骨格予算関係12議案の提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、平成29年度骨格予算の概要につきまして、一括して説明します。別冊の平成29年度一般会計骨格予算書をお願いします。議案第16号、平成29年度北広島町一般会計骨格予算です。本案は、一般会計骨格予算の総額を歳入歳出それぞれ144億1000万円とするものです。地方債につきましては、第2表に借入限度額を14億5950万8000円と定め、また、一時借入金につきましては、第3条で、借り入れの最高額を20億円と定めるものです。別冊の平成29年度特別会計骨格予算書をお願いします。議案第17号、平成29年度北広島町国民健康保険特別会計骨格予算です。本案は、国民健康保険特別会計骨格予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8000万円とするものです。一時借入金につきましては、第2条で、借り入れの最高額を2億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第18号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計骨格予算です。本案は、下水道事業特別会計骨格予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3600万円とするものです。地方債につきましては、第2表におきまして、借入限度額を3000円と定め、また、一時借入金につきましては、第3条で、借り入れの最高額を1億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第19号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計骨格予算です。本案は、農業集落排水事業特別会計骨格予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3900万円とするものです。一時借入金につきましては、第2条で、借り入れの最高額を2000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第20号、平成29年度北広島町介護保険特別会計骨格予算です。本案は、介護保険特別会計骨格予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2200万円とするものです。一時借入金につきましては、第2条で、借り入れの最高額を1億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第21号、平成29年度北広島町電気事業特別会計骨格予算です。本案は、電気事業特別会計骨格予算の総額を歳入歳出それぞれ4200万円とするものです。一時借入金につきましては、第2条で、借り入れの最高額を1000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第22号、平成29年度北広島町芸北財産区特別会計骨格予算です。本案は、芸北財産区特別会計骨格予算の総額を歳入歳出それぞれ50万円とするものです。一時借入金につきましては、第2条で、借り入れの最高額を30万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第23号、平成29年度北広島町診療所特別会計骨格予算です。本案は、診療所特別会計骨格予算の総額を歳入歳出それぞれ2億750万円とするものです。地方債につきましては、第2表におきまして、借入限度額を270万円と定め、また、一時借入金につきましては、第3条で、借り入れの最高額を300

0万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第24号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計骨格予算です。本案は、情報基盤整備事業特別会計骨格予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7800万円とするものです。地方債につきましては、第2条におきまして、借入限度額を1600万1000円と定め、一時借入金につきましては、第3条で、借り入れの最高額を2億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第25号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計骨格予算です。本案は、後期高齢者医療特別会計骨格予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7600万円とするものです。一時借入金につきましては、第2条で、借り入れの最高額を2000万円と定めるものです。別冊の平成29年度北広島町水道事業会計骨格予算書をお願いします。議案第26号、平成29年度北広島町水道事業会計骨格予算です。平成29年度から、簡易水道事業特別会計を統合し、第3条の収益的収入の予算額を5億4412万4000円、また、収益的支出の予算額を3億5626万9000円とし、第4条の資本的収入の予算額を13億150万2000円、資本的支出の予算額を15億4059万7000円とするものです。第5条におきまして、企業債の限度額を13億150万円とし、第6条で一時借入金の限度額を8億円、また、第9条では、一般会計からの補助金を2億920万円とするものです。別冊、平成29年度北広島町豊平病院事業会計骨格予算書をお願いします。議案第27号、平成29年度北広島町豊平病院事業会計骨格予算です。本案は、第3条の収益的収入の予算額を3億2496万6000円、また収益的支出の予算額を3億3535万5000円とし、第4条の資本的収入及び資本的支出の予算額をそれぞれ5723万5000円とし、第5条におきまして、一般会計からの補助金を3億3754万8000円とするものです。以上、骨格予算議案12件につきまして、ご審議の上、議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（藤堂修壮） 以上をもって、平成29年度北広島町骨格予算関係12議案の提案理由の説明を終わります。以上、12議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 同意第1号 北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

- 議長（藤堂修壮） 日程第31、同意第1号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の82ページをお願いします。同意第1号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について説明します。本年3月の任期満了に伴い、次の5人の方を北広島町固定資産評価審査委員会委員に選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町細見42番地 松本喜久雄さん、同じく北広島町大朝1585番地1、前川 実さん、同じく北広島町川戸4145番地、友田伸江さん、同じく北広島町川戸4383番地、田中正基さん、同じく北広島町阿坂11516番地1、平田敏春さんであります。以上、よろしくお願いいたします。
- 議長（藤堂修壮） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。本件については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（藤堂修壮） 異議なしと認めます。従って、質疑、討論を省略して、これより採決を行い

ます。お諮りします。北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意については、松本喜久雄さん、前川 実さん、友田伸江さん、田中正基さん、平田敏春さんを同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（藤堂修壮） 異議なしと認めます。従って、同意第1号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意については、同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（藤堂修壮） 日程第32、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集84ページをお願いします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦について説明します。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。広島県山県郡北広島町今吉田1810番地1、金田恵美子さんです。以上、よろしく願いいたします。

○議長（藤堂修壮） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。本件については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（藤堂修壮） 異議なしと認めます。従って、質疑、討論を省略し、採決に入ります。お諮りします。本件は、金田恵美子さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（藤堂修壮） 異議なしと認めます。従って、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、2月6日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしく願いをいたします。本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 23分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~